

令和元年度(2019年度) 第2回第4期日野市地域福祉計画策定委員会 議事要旨録

- 開催日時 令和元年(2019年)10月29日(火曜)18時30分～20時30分
- 場 所 日野市役所本庁舎1階 101会議室
- 出席委員 [市民委員]
(敬称略) 加戸 貞之、野澤 一弘
[学識経験者]
宮城 孝
[関係機関所属者等]
本村 雄一、日下 眞紀、浅野 大輔、望月 諭、中澤 勇、
伊藤 勲、松本 茂夫
[市職員]
赤久保 洋司、篠崎 忠士、立川 智、山下 義之
- 説明員 [障害福祉課長] 熊澤 修
[高齢福祉課長] 竹村 朗
[高齢福祉課主幹] 西山 律子
[セーフティネットコールセンター長] 萩原 美和子
- 事務局職員 [福祉政策課係長] 丸山 太
[福祉政策課係長] 猪鼻 謙介
[福祉政策課主任] 尾崎 美佐子
[福祉政策課主任] 福嶋 健裕

■会議次第

1 開 会

- (1) 説明員の紹介
- (2) 資料確認

【資料】第4期地域福祉計画策定委員会委員名簿

2 協 議

第4期日野市地域福祉計画の策定に向けて

- (1) 市が抱える福祉に関する課題の整理
- (2) 基本目標・取り組む施策項目の設定

【資料1】第2回地域福祉計画策定委員会資料

3 その他

- (1) 次回策定委員会の日程について
- (2) 第4期日野市地域福祉計画推進委員会の委員について
- (3) その他

4 閉 会

会議内容

1. 開 会

(1) 説明員の紹介

高齢福祉課 竹村課長の紹介

(2) 資料確認

2. 協 議

第4期日野市地域福祉計画の策定に向けて

委員長

最初に、先日の台風19号によって日野市に一部被害があったと伺っておりますけれども、被害状況について事務局から概略を説明していただけますか。

説明員

台風19号につきましては、10月12日に日本に上陸し、日野市でも河川の水位上昇、土砂崩れ等の被害があったところでございます。それに伴いまして、各対策部でも災害対応に関して様々な活動を行っております。特に、福祉保健対策部でも河川の水位上昇に伴って、事前の避難喚起メール配信や自動電話による避難勧告・避難指示の情報伝達、あとは福祉避難所の開設や垂直避難等の対応も市で行っているところでございます。詳細につきましては、後程の議論のなかであれば報告させていただきます。被害状況につきましては、で一部浸水の被害や道路等の被害。あとは施設等にも被害がでているところでございます。以上です。

委員長

私も心配しました。八王子も浅川の奥でかなり浸水があったとのことで、社会福祉協議会がボランティアセンターを開設し、学生も民家の泥出しとかに参加して、避難所も浅川の近くは一杯になったということを知っていますので、日野市でも市民の方が大変不安な時期を過ごしたのではないかと思います。私も今回の台風というのは、災害に対して違うステージに入ったなと思います。このような台風が、コースによりますけれども毎年来るかもしれないと皆様お感じになっていると思います。そういう意味では、この地域福祉計画のなかでも特に災害弱者の方達への避難行動支援のあり方等を考えていく必要があるかと改めて思いましたので、その辺りも含めて議論をしてみたいと思います。

本日は、第4期地域福祉計画策定の市が抱える福祉に関する課題の整理と、基本目標・取り組む施策項目の設定ということに関して事務局で案を提出していますので、基本的な骨子について協議をします。そのあと事務局で細かい作業をして、パブリックコメントをして1月末か2月位に最終的な案をまとめるという段取りになっておりますので、次の第4期計画にとって大事な議論になるかなと思いますので、何卒ご議論をお願いしたいと思います。それでは、事務局から資料に基づいて、市が抱える福祉に関する課題の整理と基本目標・取り組む施策項目の設定について、まとめて説明をよろしくお願いいたします。

説明員

資料1に沿って、第4期日野市地域福祉計画について説明。

委員長

私の方で情報提供というか、補足をさせていただきます。体系図のところでは、基本目標1の方針で「包括的相談支援体制の構築検討」とあるんですが、10月8日にあった推進委員会でも議論したんですが、先々週厚労省のなかで関係する委員会がありまして、その内容が日経新聞

や福祉新聞に掲載されました。分野に囚われない、断らない相談支援というかたちについて、来年度社会福祉法の改正をするということがひとつ。それと、再来年度に包括的な相談支援体制についての予算を措置していくということです。ただし、私も全国調査していますけれども、かなり地域によって差もあるということで、包括的な相談支援体制については任意とするということです。ポイントは、社会福祉法がどういうふうに改正されるか。努力義務みたいになると思うんですけれども、あとは自治体にとって大きいのは予算ですよ。来年度は五十数億円だったと思うんですけれどもどれ位増額されるのか、また自治体に 3/4 補助とか 2/3 補助とかということになります。ですから、事務局と相談して 9 つの地域包括支援センターにそういう体制を組みたいのは勿論なんですけれども、日野市の財政状況もあると思いますので、また人材も含めてここで検討となっていますけれども、そういう国の動向等を見ながら財政措置、人員確保、拠点ということになるのではないかと。ただ、国としてもそういう動きにはなっている。それと報告書は次回のこの委員会の前に出てくるのではないかと思いますので、それは事務局是非留意をして動向は見ておいていただき、厚労省の委員会の議論内容もおさえておいていただくといいかなと。皆様からご質問、ご意見いかがでしょうか。

委員

訪問診療している中で、今後高齢化・多死化社会になった時に、現状だと独居の高齢者の方に関しては介護サービスだけでご自宅で長寿を全うすることが難しい現状がある。もし福祉分野でも、少し独居の高齢者の方々にスポットをあてていただいて、何か施策を盛り込んでいただけると。5 年は結構長いので、その間にかなり独居の高齢者が増えてそういう方々のみとりというのは、保険のサービス以外の部分も組み込んでいかないと物理的に難しいかなと考えている部分もあるので、是非ご検討をしていただければと思います。

委員長

今の点、私はあちこちで提案しています。先進的な所でいうと福岡市社会福祉協議会が、ある程度お金のある人は預託金として 200 万円、お金が低所得の人は 50 万円。更に、少額生命保険に入って定期的な声掛け、見守り。亡くなった時には家財道具の処理、あとは遺言書、公正証書を作る、お葬式。ということで、この辺り大分あちこちで始まっています。どちらかというと民間の NPO が多いですけれども、私はやっぱり民間の NPO よりはまだ少し公的な性格が強い方がいますから、多死社会になりますので是非研究していただいて。家族がいても、という方も多いと思います。事務局で検討していただいて、どこかに入れ込んでいただければと思います。

委員

現場で困ったことについて対応している現状なんですけれども、いま公益社団法人で東京都の外郭系の団体だったと思いますが、あんしん居住制度という制度があります。独居で身内がいなくて、老いてはいるけれども関わりを断っているという人がいて、相談を受けて制度の契約をしていただきます。東京福祉会という法人が対応しますけれども、亡くなった後の葬儀・納骨も含めた対応をしてくれます。地域包括支援センターとしても独居で身寄りがいない、もしくは関係性が断たれている方に対して、成年後見制度や社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業を共に進めていくというのは本当に最近多く、包括としてもどこまで支援すべきか。キーパーソンとなるような親族がいて協力してくれれば良いんですけれども、なかなかそういう方もいないということが現状で、現場ではそういう時に困る状況は増えているというのは、私からも付け加えさせていただきます。

委員長

身寄りのない方の独居高齢者は成年後見にも絡むのだけれども、市町村長の申し立てですけれど、日野市はどの位かかっているか。決まるまで半年位かかっていますか。

説明員

成年後見ですと、恐らく3カ月。

委員長

まだ早い方。

説明員

裁判所の審判までということでしょうか。

委員

候補者が決まっていると早いですけれども、多摩南部成年後見センターを使うような状況になってくると、もうちょっとかかる。

説明員

半年かからないくらいです。

委員長

そうなりますよね。

委員

NPOでも、親が高齢化して障害者と同居生活継続が難しくなっている。障害者本人の親の介護に依存しないで地域自立する為に、だれどいきなり地域自立は出来ないからグループホームに入る。親は親で家族関係をある程度維持しながら、週末帰宅みたいなかたちで家族関係をある程度存続して関係性を持続するためのサポートはやるという、いくつかの組み合わせモデルがあるんですが、私が思うにはやっぱり何十年間住み慣れた地域で、そういう障害を持っている人を家族以外の近隣の人達はその人の存在だとか行動パターンを知っているというのは、年月かけて地域の中に暮らしの場を根付いてきてるということ。それが、家族の高齢化や親の介護が限界にきて他の地域に移ると、本人と地域との関係性は簡単にはなかなか作れないです。やっぱり変な行動をする人とか不信感とか、そういうので非常に苦労するので、出来れば今まで住んでいた地域の近くとか、歩いて行ける位の範囲内で住まいの場が設定されれば、高齢の親が丸々抱え込まなくても一部サポートが出来る。逆に子どもも四、五十歳になっているから、親のサポートに、障害当事者の手伝いに行くという相互関係というか、公的な支援が間に入っていれば、かなり調整可能だと思っている。ただ、やっぱり生活圏域の中でそういう関係性を。家族介護の限界に直面して孤立化している人達を、公的な支援を介在させながら高齢支援のネットワークを積み上げていく、みたいなことを言いたいとは思っている。

委員長

ふたつあると思う。ひとつは、さっきの独居高齢者の問題もそうですけれども、やはり早めの対応ですね。日本がどうしても家族への幻想がある。特に障害者領域は多いと思う。だけれども、親の方が基本的には早く亡くなるわけですから、早くから親の手を離れる支援を地域ですていく。親が出来なくなるとなると、障害者の方もかなり年をとっていますから、それから地域へはな

かなか難しい。家族はそれぞれですから、独居高齢者の方もそうだと思う。

それがひとつと、そういうことを色んな専門家とか民生委員も普段回っていて気が付かれると思うので、地域ごとに議論する場。プロの役割って大事じゃないかと。そういうものをこの計画でやって、すぐに 100 点は取れなくてもモアベターでやっていく。空き家とかアパートがあれば、そういうところに障害者の方や独居高齢者の方とかに入っていただく。やっぱり地域単位で地域の中で、包括的な支援体制というのは本当にやっていきたい。そういう体制の在り方を、是非計画へ示していければと思います。災害のことは今回いかがだったでしょうか。

委員

小学校があるんですけれども、水害の時には対象外ということで、近くに別の小学校があつて多くの方がいて、現実的に川が氾濫したら 2 階に上がって垂直避難じゃないんですけれども、それで対応出来たかどうか。現実には対象外の小学校に避難している人が数十名いた。

委員長

避難所だと思っていたんですね。

委員

避難所の対象にはなっていなかったんですけども来てしまった人もいた。実際に学校というのは比較的高層ですから、上の階は安全じゃないかと住んでいる人達は思っています。けれども、現実にもし川が氾濫した時にどうしたらいいのかという対策はどういうふうになっているのか。

委員長

地震の避難所と水害の避難所は違うんですね。それを理解している方は少ない。

委員

台風で日野市も浅川近郊に対して避難命令がでました。ついては昔から、高齢者はそういう関連でマップなんかいくら説明しても見ないです。自分が、いざという場合にどこが避難所になってどこに逃げればいいのか、またそれが分かっても高齢者はそこまで行けない。現に水害時に避難所対象外の学校周辺の高齢者の人達は、簡単にそこへ行けばいいと思っている。地元の色んな諸団体が、現在の情報はこうなんだよということを的確に知らせることが大事。老人クラブも全部で 44 クラブあるんですけれども、対象人員が全部で約 3300 人いるわけです。平均年齢が約 80 歳です。言葉では 80 歳の人生はこれからだといって元気なことを言っていますが、現実の問題はそうはいかない。そういう高齢者でも元気な方はいるんです。いま取り組んでいるのは、ボランティアですけどもそういった方に協力を部分的にさせていただいて、今回みたいなのがあったら各々の地域で、どこの誰が障害者で避難が出来ないという場合は高齢者が高齢者を助けることはまず無理で、それをどうすればいいか。老人クラブの場合は、地域の消防団と協同して何かの場合はどこの誰が危ないから先に行ってくれと情報交換をやっている。特に丘陵地帯の場合は、そこへいかないと避難所に連れていけない。これからは、もっとそういう的をしぼった情報交換を地元の団体でするという場が非常に大事になってくる。

委員長

今回亡くなった方の 60% は 60 歳以上です。あと障害者の方も心配ですから、災害はこういう意識が高いうちに手を打っておくことが大事です。

東日本大震災で、災害対策基本法がふたつ改正されているんです。ひとつは避難行動要支援者の名簿作成義務、もうひとつが地区の防災計画なんですね。今回よくお分かりになったと思います

すが、市町村レベルではもうダメで災害の危険度というのは地域によって全然違う。だから、日野ではどこの優先度が高いかというのは、高齢化しているところも含めて明確にやっていただいて。モデル地域を決めて、自治会単位で地区防災計画をつくる。具体的にここには高齢者がいる、誰が避難を連れてくるんだと。命に関わりますから、個人が手を挙げるのを待ってたらダメです。

委員

今回いままでになく緊張して対応したんですが、5つグループホームがあって、浅川の川辺に3つある。決壊したら間違いなく避難自体が出来なくなるということと、介護者が仮に2階で救出まで待ったとして、一晩二晩持ちこたえるのは、例えば薬の問題にしても一般の健常者より非常に危ないわけです。とにかく避難を早期にやるという。あの日、避難命令を朝9時位に市が出すかもしれないという情報が入り、法人の独自方針で避難準備が出たら、決壊するしないに関わらず最優先で避難する。避難先はバラバラにそれぞれ散っちゃうとダメだから、水没しない2つの場所に一次避難先を決めて、グループホームに他の人達が身の回りの日用品や薬とか最低限の物を持って相部屋でいいからグループホームで避難して、それで被害状況が見えてきたら二次避難でどうするかという、2段階でやる方針で対応したんです。というのは、夜間5人から7人の利用者に泊まりは1人なんです。それで利用者がパニックになったら、まだ逃げれる状態でも車が走れるかどうか分からない。なので、十分余裕があるうちにダメもとでいいから、落ち着いて一般の人よりも早く避難行動をとるということをやった。例えば、グループホームにある備蓄用とは別に、明日食べる食事で冷蔵庫にあるものは皆持つと、一晩の食事はそれで食べれるわけですよね。そういう意味で、コンパクトな人たちでまずは自前でやって、全市的な被害状況を見て次の長期化したときの対応を二段階目で判断する、という対応をやってみたんです。すると、非常に安定して落ち着いて、特に大きなパニックにならないで出来たんです。

何が言いたいかというと、一般の避難所とは別に福祉避難所対象の人達に対する避難誘導のプログラムとか、法人間の連携だとかはやっぱり水没する危険性のあるところにある法人内だけでは対応出来ません。大丈夫なところの法人は法人間の連携でやる。避難所イコール学校というのは、学校の条件は決して良くない。一番悪い条件で避難所体制があるじゃないですか。それよりは、トイレひとつにしても水害に関しては水没の危険性がない、例えば多摩平や旭が丘の施設で対応出来るようにしておく。その辺を法人間でもまだ決めていない。法人の中でもやりますけれども、法人間を超えて災害弱者の人をもうちょっと考えないと。

委員長

やっぱり障害関係は、福祉の事業所の力がないととても無理だと思うんですね。問題は高齢者ですね。事業所もそうなんですけど、数が多い。地域の力も含めて、相当地域の総力を挙げないと。ですから、とにかく危険度が高いところで事業所も含めて意識が高まったと思いますから、やっぱり地区の防災計画を住民と行政、事業者一体になって作っていく。それを計画に書き込んだ方が私は良いと思います。毎年起こるかもしれないと皆さん思ってますよね。

委員

学校の施設で、年寄りが来た時に困ったのはトイレで座れないんです。そうすると、大変だろうが座れるトイレがある上階まで頑張らないといけない。出来るだけ早くいけるようにしてくださいねというようなこともありました。それから、感染性の病人も来て隔離し、トイレも別のところをお願いしました。もうひとつは、手術を控える人がいて雇ったら困りますから別の部屋を、という人もいました。色々な条件が出てくると、比較的防災会で障害の人達が来たらこの部屋にしようとか、母乳を出すような人はこの部屋にという色々な障害に対してでも部屋をある程度割り当てていたので、そういう時には上手くその部屋に行って貰いました。でも、トイレ

だけが大変だったので、ある程度直していただきたいなと思いました。小学校は小さいですから、もう少し考えていただきたいなと思ったのはトイレでした。

委員長

正直言って、日本の避難所は非常に低レベルです。お分かりになると思いますけど、高齢者が体育館の冷たい床で過ごせるか。長野でプライベート用が話題になっていますよね。あれも一部しか予算がないものですから確保出来ないという。せめてダンボールベッドであるとか、これもリアリティになったら来年度予算にもある程度反映されていく。また、計画的に避難所の在り方ですかね。冷暖房はついてますか。

委員

体育館はついてないから暑かったです。扇風機だけじゃちょっと辛いかなと思います。皆さん汗かいて大変な思いをしていました。

委員長

避難所の在り方ですね。

委員

もうひとつの視点として、外国の人。たまたま国際交流協会と意見交換をしたんですけども、メールが分からない、あるいは防災無線が分からないということで、実際に避難しようとしてもそれが分からない。交流協会でも三千数百人の外人登録だけでも、会員になっているのは百数十人ということなので、そちらの視点というのも大事なのかなと。

委員長

ハザードマップは外国語では表記されてますか。

委員

ハザードマップは日本語表記なのですが、文字の部分だけ外国語表示になるようなかたちのものは用意しております。

委員長

外国の方も災害弱者でそれも含めてですね。これは数年かけてというか、災害対策はここでステージが大分変わって市民の方も行政含めて大分変わったという思います。やっぱり命に関わりますから、生きるか死ぬかの問題なので、非常に優先順位高い。逆に、それで地域の協働する力が強くなるということですね。皆で協力し合わないとな命が助からない。そういう力を強くする。そういう視点でも大事じゃないかなと思いますね。

委員

今回は福祉避難所の協定を結んでいた関係で、市から情報が入った時点で事業者の利用者に対してレベル3の利用者の方を受け入れますというメールを流した。そうしたところ、実際に来た方達以外の避難していないご家族の方達からも、そういうふうにつながが来てすごく安心という意見を何件かいただいたんですね。そういう意味では、普段通り慣れている所。今、福祉避難所の協定結んでいる事業所は大体入所系の施設が多く通所の施設は少ない。そういう意味では、今後デイサービスの施設、あるいは通所の障害施設や保育園とかも福祉避難所の協定を結んで、先程委員長がおっしゃったように地震の時と台風の時とで分けて考えたほうが。準備できる災害が台

風なので、事前にそういう準備が出来るでしょうし、例えば今は一律に一次避難所に行ってトリアージを受けて福祉避難所へという流れだと思うんですけども、台風の際はそれを変えても良いんじゃないかなと。まずは自分の通っている所、あるいは自分が避難しやすい施設に要介護者は行くということもひとつなんじゃないかなと思いました。

委員

避難所によってここはいっぱいになった、どこかへ行ってくださいと人が集まるのも随分違う。たまたまあの時は車が出られたので分散されたと思うんですけども、決壊した、避難してくださいという時に丘陵地の人は 2,3 人しか来なかったんですね。あとは皆低地からの方達がいらしたんです。そういう時に、ある程度分けるということは出来るんでしょうか。この地域はどこどここの避難所に行ってくださいというようなことは出来るんでしょうか。やっぱり避難所はこことここにありますが行ってください、だけですか。

委員

出来ないです。基本的にご家族の関係があるところもございまして、行きたいというところについて日野市の方ではここに行きなさいという指示はしていないです。ですから今回のことについては丘陵地の学校に低地から避難した方が多いというのは聞いております。ですから、小学校毎に防災会というのをたてていただいて、地域の方で地域の方を見守るというかたちではつくっていただいているんですが、それについては川の氾濫の時にはちょっと対応しないのかなというのが現状です。

委員

全然それは問題なく対応いたしました。

委員

今回は避難所 17 校を開けたんですが、その避難所毎に特色があって、ある小学校では帝京大学の女子柔道部が随分私的に活動して貰ったりとか、別の小学校では防災会の方々が災害があった場合は自分の家よりも避難所を運営するんだというかたちで運営をしていただいたりとか、その避難所毎に特色ある運営をしていただいた。市の職員も各避難所毎に 5 名ずつしか割くことが出来なかったんですけど、助かったという話はお伺いしているところでございます。

委員長

川崎でやっぱり避難所がいっぱいになって、やっと三か所目に入れたという話を聞きましたね。そういうこともあるので、洪水の場合と今回溢れなかったから良いけれども、本当に溢れたらどうするか、時間も含めてもう少しシミュレーションをして。夜間はとにかく辞めた方が良いでしょう。台風は分かるわけですから、シミュレーションをもう少し出来るんじゃないかなと。それは知恵ですよ。

委員

日野市では、高齢者等避難については車の移動については可能とさせていただいているんです。ですから、今回避難所には結構車が来ました。それで避難勧告が出た時には、車の移動は控えてくださいというふうに言っているんです。これは何故かということ、避難勧告が出た時というのはもう車で行く事自体が危ないということです。逆じゃないのと言われる方がいるかもしれませんが、高齢者等避難が出た段階では高齢者の方、それから障害者の方等が避難する場合には車等を利用できる方は利用して避難をしていただく。それ以上のものになった場合は、健常者の方につ

いては自力で避難してくださいということを今回はお願いをしたんですが、やはり車で避難する方が結構多くて、学校の校庭等に車があふれたというのが今回なっています。

委員長

避難勧告で皆避難しますか。

委員

しないです。

委員長

しないでしょ。避難指示でしょ。

委員

今回、日野市の周りの市というのが大体避難者数というのが二千人位なんです。ただ、日野市の場合は八千、九千近い方が避難した。これの理由も色々考えているんですが、やはり隣の方が避難すると避難したくなるんです。低地では、避難しましょうとかたちで隣の方が避難したから避難したんだというようなお話しも色々聞いているので、やはり口伝えとか避難したほうが良い、というような声掛けというのは大切だと日野市の場合は思ったところでございます。

委員長

やっぱり日野市は台風の場合、川のリスクですよね。防災計画の場合は、また検討に入るんじゃないでしょうか。ただ、こちらでいうと地域福祉計画ですので、特に災害弱者の方、また違う視点で事業所も地域も含めてというこの辺りですね。特に地域毎でやっていくというリスクの高いところが、皆さん関心が高い災害のことじゃないでしょうか。

委員

地域福祉計画の特長のところなんです、今回作成する計画が各福祉分野の上位計画であることと、将来を見据えた計画であることと、共通して取り組むべき内容を柱に据え他の個別計画（例：基本構想・基本計画、地域防災計画、子ども子育て支援事業計画）にも積極的に活用できるようなものとしていきます、という計画の位置づけが述べられているんですが、私としては踏み込んで表現しているのはどうなのかなと思う。今年4月に日野市のまちづくりマスタープランが定まってかなりしっかり出来ている。皆様方読まれていますか。これが2019年から2040年に向けての約20年間で日野市の将来計画を作っている。相当書き込まれてきていて、地区別計画とか中学校区毎に重点課題まで全部書き込まれている。これが日野市の将来を見据えた計画としてかなり良作。市民まちづくりマスタープランから始まって、前回の時もあり市民参画でマスタープランがつくられて、それに基づいて日野市の市政がきている。それが20年振りに改定されて20年後を見据えた計画がせつかくあるんだから、ここでその他基本計画といっても何なのかというのがよく分からないけど、このまちづくりマスタープランを何らかのかたちでこの委員会でも見ていただいて、その関係でこの計画を具体化していく為の計画として地域福祉計画を位置付ける、という位のものがあっていいんじゃないかというのがひとつ。

もうひとつは、今年の7月に日野市がSDGsの未来都市基本計画を策定した。これはSDGs自体がまだ十分共通認識されていないのがあるかもしれないけれども、今まちをどうするかという時に、誰一人取り残さないということを基本にして17の開発目標をどういうふうに具体化するかというので、東京で日野市が初めて基本計画を国から指定されたという非常に名誉あることですし、非常によく整理されているんですよね。この2つの計画をやっぱりキーワードとして、

せっかく既につくられているんだから、委員会の審議のなかで資料だけでも共有して、それを頭に置いて地域福祉計画のなかで重点的に何を具体化の為にどういうソーシャルアクションを起こしていくのか、という観点から計画の内容の柱建てを検討するというかたちでやるといいと思う。意見を集約していく機会をつくっていただけたらというふうに思います。

委員長

資料を委員に送付していただいて、基本理念のところ「将来を見据えて、地域を核とした支え合う福祉を実現していきます」ということもありますので、今の2つの計画を含めた整合性といえましょうか、地域福祉計画に先立ってつくっているわけだから、そういうものを含んだ内容。具体的に固有名詞を挙げて良いんじゃないでしょうか。整合性をしっかりとっていくのは大事。

委員

基本目標2なんですけれども、その中の施策2の施策項目で「児童・生徒への福祉体験講座の実施協力」それから「学生を対象とした資格取得のための研修の実施協力」。この実施協力というのは、どのようなニュアンスなのでしょう。例えば、児童・生徒への福祉体験講座というのは学校がやることに對して、市が何らかのかたちでサポートをするとかそういうイメージなのでしょう。

委員長

確かに弱くなってしまう。

説明員

大きな施策として将来を見据えたという話が先程も出たんですけれども、「次の時代を担う世代が福祉を理解するきっかけづくりに取り組みます」というのがまず大きな項目としてあります。その上で、市で主体的にということではないから実施協力と書いてあるわけでは必ずしもないんですが、実際に児童・生徒への福祉体験講座というところを市で協調してやるというのは、いきなり一足飛びには難しいというところで多少表現として弱まっている。そういった環境づくりというような意味合いで、実施の協力というようなかたちの表現になっている。

委員

例えば、学校に対してこういうような事をやっていきたいと思いますと働きかけをするとかそういうニュアンスですか。

委員

社会福祉協議会の方で福祉体験講座や高齢者疑似体験だとか、結構学校からオファーがきてやっている。それを市がどういのかたちで協力するのか、というところが分からない。

委員

社会福祉協議会とも一緒にやったりもしますけれども、認知症講座の開催を校長会、小中学校へ市で情報提供してやりませんかと言うけれども、やっぱり学校によって、校長と副校長先生の考えによってやったりやらなかったりというところがあるから、そこをもう少し推し進めてほしいなという気はします。

委員

そういう働きかけみたいのをしていきますということなんですかね。

委員

もう一步進んで児童・生徒に情報を伝える場を設けていきたいというニュアンスじゃないでしょうか。

委員長

表現をどうするかですね。

説明員

あとは、地域福祉計画が今後社会福祉協議会で策定する地域福祉活動計画にも関わってくる面もありますので、項目のひとつとしてこういった項目を挙げさせていただいている。

委員長

施策項目として挙げた時に実施協力というと弱く感じます、ということなんじゃないかなと思いますけれども、これは精査する必要がありますよね。大学生ヘルパーなんかは是非積極的にやっていただければと思います。

委員

大学生ヘルパーの事業は、今社会福祉法人のネットワークのなかで、研修体制を含めてなるべく若い方に地域福祉に興味関心を持っていただくということで研修体制を整えている。実際に、学生もボランティアが出来ないんです。忙しいし、またお金が必要というところでは、学生も収入を得られるというメリットも考えて、そこで収入を得るためにはある程度公的な印象であったりとかそういうことが必要という意味では、その辺りを連携して何か出来るか市と協議してきたところでして、実際に体験させていければ良いなと思っています。

委員長

是非、若者を始めとして、ファミリーサポート事業です。お子さんの送迎であるとか、学習支援であるとか、時給は安くなりますけれどもそんなところを大学生はもっと関われるんじゃないか。若い人の力というのは、この辺結構大学ありますから。そういう意味では、市も積極的に関わるところがまた説明書きは次回になってくるでしょう。文言は精査していくということになります。

委員

基本目標 4 のところで、「市関係課と「権利擁護センター日野」による「(仮称) 成年後見制度相談窓口体制構築準備会」の設置」というのがあるんですけども、成年後見の在り方というのは今多摩南部を含めて検討をしているところなんですけど、これについては具体的なイメージがどんなものなのかということを知りたいということと、「市民後見人候補者の発掘(市民後見人の養成は多摩南部成年後見センターで行う)」となっているが、そういう整理でいいのか。社会福祉協議会でも市民後見人の養成をやっていて、これからの超高齢化社会で市民後見人の養成というのはあるんだろうというふうに思う。ただ、色んなケースがあるなかで、市民後見人では難しいというケースも勿論あるんだけど、必要に応じて社協ではやっていきたいという思いはある。その辺がどうなのかなということを知りたい。

説明員

特に権利擁護のなかでの成年後見制度については、多摩南部を構成している日野市を含めた五市で基本計画の策定を並行して進めている関係で計画の調和をとる必要がある。また、資料を送

ってから会議があって変更していく部分があるところではあります。そのなかで、最初の仮称の準備会の設置については、いま成年後見の基本計画では役割分担の明確化というところで進めているなかで、やはり相談窓口については多摩南部成年後見センターが地理的には調布市になるかたちで、地域にあった方がいいのではないかなという意見に集約されつつある。市での相談体制というのが不十分な所があるので、今後役割分担を含めて、元々ある程度社会福祉協議会の権利擁護センターでもっている専門性や知識というのを活かしつつ、市での今までの経験とのすり合わせというのが今後必要になってくる。例えば、仮の施策項目としてこういった今後の体制をどうしていきましょうかというような協議が必要ではないかというところで、成年後見の基本計画での内容との合わせのなかで入れているところなので、この辺については細かい部分はまた今後協議が必要かなというふうな考えでいる。

市民後見人の部分については委員からもあった通り、市民後見人の養成は不定期なんですけれども権利擁護センターで行っているところです。地域福祉権利擁護の関係と絡めて行っているということは了解しているところなんですけれども、一方で多摩南部成年後見センターでも毎年市民後見人の養成講座を開設しているので、先程に近いかたちで役割分担の整理のなかで、他市も含めて養成の部分というのは一本化したほうが良いのではないかなというような話が出ている。計画でもその機運があるので、まずは市で広報を通じ候補者の発掘をして、養成は多摩南部成年後見センターで行うということを施策項目案として挙げさせていただいているところです。ただ一方では、この部分も地域に近いところで養成を行ったほうが良いという側面もあるので、その辺が重複しないようなかたちでの両立というのは当然考えうる。その辺も今後計画のなかでというよりは、計画を推進していくなかで詰めていくほうが良いのではないかなというふうに思っているところです。

委員長

ちょっと分かりにくいところがありますよね。権利擁護センターひのを社会福祉協議会はやっているんですけれども、これは成年後見制度の相談窓口、相談はしているんですよね。

説明員

実際どこまでが権利擁護で、どこまでが成年後見なのかはなかなか分からない部分もあります。

委員長

体制構築準備会というのは何を目的としてやろうとしているのかちょっと分かりにくい。もっと地域包括支援センターで本格的にやってもらうということか。多少はやっていますよね。

委員

やっています。それが議論のあるところで、市民側はどこに行くのが一番早いのか。どこでも良いのか、どっちが良いのかという悩みは出てるのかなと思います。

委員長

高齢者は地域包括支援センターだけど、障害者の人はどうするんだというのもありますよね。その辺りも含めて整理。多摩南部成年後見センターとの役割分担ですよね。ただ、これは五市が絡んでいるからなかなか日野だけというわけにはいかないですね。

委員

市によっても温度差があります。多摩南部成年後見センターや社会福祉協議会に依存している所など、地区によってもありますのでその関係もあつたりします。

委員長

ただ、5 年間なのでこれは確かに大事な分野。この辺りをどう拡充していくかというのも問題かなと思いますが、表現は精査したほうが良い。

委員

多摩南部成年後見センターで基本計画をつくっているということは広報にも出ているが、この施策 1 で示している「成年後見制度利用促進基本計画に基づく」ということで、ここでいう計画というのは、日野市版をつくったという理解で良いんでしょうか。つくるのですか。

説明員

今回多摩南部を中心としてということではないんですけども、構成五市を中心として基本計画をつくっている。今委員からも話があった通り、五市での体制や温度差というのは正直あるなかで、計画では具体的な施策というところまで踏み込めない部分というのが出てくるという事が予想される。それでは実際に事業とか施策が進まないの、地域福祉計画に沿うというか基づくかたちでどういったことを重点的に進めていくのか、というところをここである程度定めていきたい。

委員

ということは、ここに書いてある基本計画というのは多摩南部がつくった計画ということか。

説明員

多摩南部がつくった計画であったり、あとは国での方針という要素も含まれています。

委員長

この基本計画は今策定中ですか。今年度中に出来るということですね。

説明員

策定中で、今年度中に出来るということです。

委員長

その動向を見ながらということですね。ただ、日本の成年後見制度は課題があるとみてまして、そういう意味で補完する。先程あった独居高齢者の方であるとか、障害者の親御さんと一緒に住んでいる方だとか、早期に対応していく。これはソーシャルワークの一環なので、そういうシステムをつくっていくということは成年後見制度の最後の大事なところなんですけれど、その辺りの連続性を考えていく必要はあると感じます。

委員

このなかにもし出来るのであれば、以前検討して流れてしまった保証制度。独居高齢者が転居をせざるをえない、もしくは施設入所をする場合の代理人や保証人がいない場合の支援というところ。ここは、社会福祉協議会や地域包括支援センターを絡めて検討した時期があったんですけども、費用の面ですとか運営の面で困難ということでは流れていると思うので、現場的にはそこは欲しいかなと。先程の話とかぶってくるので、そこは検討していただければなとは思っています。経済的に余力のある方は民間の保証会社を使っていますけれども、まずは何もしない、契約をしましょうだけで百万円と言ってくるので。中身はどうかと聞いても、個々の契約に関しては別

途費用がかかりますとか、ここからまた任意後見契約を結んだらまたいくらですとなって、一回行ったら一万円。民間はそうしないと人件費も当然あるんです。ただ、経済的に余力のある方はそれでいいんですけども、なかなかそれが出来ない方に対してどう保証制度を導入していくかというのも課題かなと。

委員長

是非、福岡を研究して欲しいですね。福岡市社協の終活サポートセンター。ホームページで教えてください。公的財源だけでは限界があると思う。お金のある人は預託金を出して貰い、お金がない人に関しては、それを上手く循環させる。公的保証制度自体はなかなか難しく、やってるところをあまり知らない。難しいですね。その辺は公民混ぜてやっていく。お金がある人でも、財産がある人でも困るんですよ。その人達のお金を上手く活用するという、その辺考えていかないと市は財政的になかなか厳しい。そのシステムは福岡市社会福祉協議会が一番良く先進的にやっていますね。是非研究していただきたい。

あとは日本の地方自治体が弱い分野があると思う。それが基本目標1のところで、「就労準備支援事業の本格実施」。手間暇がかかると思うので、これをどうやるか。具体的に生活困窮者の事業ですけど、予算や人員とか具体的にちょっと分からない部分があるが、私が知っているところは市町村自治体で無料職業紹介所を開いている所があります。成功事例もあります。東京でやると人手不足なので、就労支援は地元の事業者が結構ハローワーク頼みなんですよ。自治体で独自にここのところは弱いところなんです。

それと住宅施策が弱いです。これは居住支援協議会が日野もあるので、そういうところも含めて包括的支援。出口がないと、相談だけじゃダメなんですよ。引きこもりも出口がないとダメですよ。ここをやっぱり事業者、NPO等を含めてどうしていくか。これは多分全国的に結構頑張っている自治体出てきます。葛飾区が、知的障害者のグループホームが23区で一番多い。元々福祉工場があって防災機器をやっているんですよ。だから産業と就労と住宅、グループホームが循環しているんです。知的障害者のグループホームは多分60とか70あるんじゃないかな。

委員

町工場が沢山あった。今問題になっている就労だとかは、50年前にあった。警察の身柄引取人が仕事先。公的な制度がない時に、寄り添い方で町工場に仕事行って、色んな事やって、葛飾区が都内ダントツになった。生活支援のグループホームが出来て、支援センターが出来るのに50年かかった。

委員長

時間はかかるけど、地域の厚みですよ、資源の。

委員

勿論、生活困窮に陥る前の方に対しての支援をセーフティネットでやっているんですけども、生活保護世帯の中高生に対する職業意識。国民の義務を誰がどこで教えるかとなると学校や家庭なんでしょうけれども、それがなかなか出来ていないところがある。聞くところによると、生活保護担当課の中に児童・生徒を対象とした相談員を置いているという自治体もある。勿論父兄もそうなんですけれども、そういう家庭のお子さんと接触をすると、やはり生活保護世帯が負の連鎖を起こさない為にももう少し積極的に生活保護世帯の児童・生徒、子どもに対しての生活設計を含めた国民の義務を伝えて、負の連鎖が起こらないようにというのを動き出しても良いかなというのは現場から感じるところです。

委員長

具体的にどうかたちで、ですよ。『将来の生活保護受給者の減少に向けた取り組み』って行政的には結構突っ込んだ表現ですよ。この辺は大丈夫か表現を精査しないといけない。抑制策ではなく、就労とか意欲も含めてということです。抑制となると、具体的に書いた方が良いでしょう。

あとはアウトリーチ。これはあちこち話題になっているんですけども、中野区は15カ所の区民活動センターに3人ずつの職員をアウトリーチチームとして、独居高齢者または老老介護および障害者世帯等に災害時の事も含めてアウトリーチしている。ようやく評価が高まってきているというのを最近中野の関係者から聞いています。大事な事は、行政がデータをやっぱり持っているんです。全国的にも何百万世帯というデータが出てますから、8050もデータをかけソートすれば出ると思うんですよ。やっぱりアウトリーチすべき人というのは、ある程度相手が拒否するかもしれないけれども早期発見する。こういう事を是非考えていただきたいと思う。先程の生活保護世帯もそうだと思います。

虐待もやっぱり妊産婦の時からです。今23区は児童相談所をつくるということで議論になっていますけど、妊産婦支援。これは子育て支援計画のところから出てくると思いますけれど、日本版のネウボラ。是非この早期発見・早期対応、これが包括的な支援体制の大きなポイントだと思っています。これは具体的にどういう人達をターゲットにしていけるかです。例えばごみ屋敷って何件位ありますか。

委員

いっぱいあります。

委員長

そういうことはどんどん増えていきます。是非このアウトリーチについては具体的にデータを含めてやっていただきたいなと。

委員

今注目しているのは、東京都が新しい就労困難者に対する就労支援の条例制定検討委員会をやっている。この間有識者会議があって、条例の基本方針と基本理念が整理されて、年度内にでもという話になってきているんですが、そのターゲットは自分に合った適切な仕事に就くのが困難な人ということで、就労困難者という概念をかなり拡大して、トータルにサポートしていく。障害者と難病患者、高齢者、母子家庭の母親、養護施設出身者、引きこもりやニートの若者、刑務所出身者からホームレスまで。ここまで広げた検討が有識者会議で出来ている。それを中心にやっているのは、福祉保健局でなく雇用政策で産業労働局。8050問題で労働力不足があるなかで、まだまだ働ける可能性がある人達が、1500万人位全国にいる。そういう人材を労働力としてもっと活かさなきゃダメだという問題意識があるから、産業労働局が意欲的にやっている。ソーシャルファームの考え方で、新たな社会的企業をつくるというって勉強会をやってきたんですけども、非常に期待が大きいし、国では難しいけれども自治体だったら色々雇用を創出する機会があるんだということを日野市でもやっぱり強調されて、都道府県行政と市町村がきちんとリンクしたかたちで新しい雇用支援策か生活支援策になっていくんじゃないかなと。その辺が今後のひとつの課題だし可能性かなというふうに思っているんで、注目しています。

委員長

ということは、東京都が施策化すれば各自治体含めてある程度の予算措置が将来的には期待できますよね。

委員

東京都がどこまで要請出来るかということが今焦点になっています。

委員長

そのノウハウですよ。色々あるんじゃないですかね。発達障害の人もそうですし、母子家庭の人もそうじゃないでしょうか。子育てと両立出来る。そのところをやっぱりまだまだ開発しきれていないですよ。これは地域福祉計画の今後の新しい重要なテーマなので、その動向を含めて是非書き込んでいきたい。

岡山県の総社市が、市長の公約で具体的な内容は分らないですけども、人口 5 万人もいない市ですけども、障害者千人雇用計画を実際やってるみたいです。ただ、A型事業者はかなり問題があるので点検をと思っっていますけど、千人の中身はどうか。ただ、やっぱり市長が社会的に弱い人達を支援したら、地域が活性化したと講演で断言したんです。日野市もそういうようなかたちになると良いかなと思っんですけど、それも包括的な支援の大事なポイントだと思います。是非総社市も調べていただきたい。引きこもり支援も熱心な市長でもありますし、社会福祉協議会も頑張っっています。

委員

基本目標 3 のところで、いわゆる地域共生社会。これからのなかで、地域住民が主体になっていくというのが非常に重要にポイントかなというふうに思っんです。施策項目で「地域の力で地域課題を解決することを目的とした協議会設置の支援（地域力強化推進事業の拡充）」とあるんだけど、例えば地区社協であるとか、当初はよちよち歩きと言っていましたがかなり成熟してきている。居場所の支援であるとか介護の支援であるとか、あるいは防災の関係の運営も始めているというところもあったりして、地区社協あるいは平山にまちづくり協議会というのが出来ている。要は、この地域力強化推進事業だけではなくて色々そういうふうなものが出来るのではないかな。勿論社会福祉協議会も頑張りますけれども、いくつ出来るかとか、そういうような事については実行性があるものではないんだけど、これだけにこだわる必要はないのかなというふうに思っっている。逆にまちづくり協議会だとか、そういうふうな事にこの地域力強化推進事業というものの網を被せて貰えるのであればそれはそれでも構わないんだけど、その辺をどう考えているのか。

委員

日野市の地域懇談会で、中学生の提案が実際に保護者を中心にしてかたちになっている事例もある。そういう意味では、地域懇談会も実際に実行していかないと、話し合いだけやっても意味がない。実行に移している事例もありますので、地域懇談会でも盛り上げていければいいんじゃないかなと思っます。

委員長

この点については前からずっと議論していて、これからの 5 年間でどの程度進むか。ただ気になるのは、全国的に傾向として言えるのは、自治会・町内会・老人クラブはやっぱり高齢化で加入率は減っている。従来の自治会・町内会・老人クラブ等に依存した組織論というのはかなり厳しいだろうというふうに思っっています。社協も今まで 5 年間やってきましたけど、なかなかそういうリーダーが出てこないんじゃないか。それに代わる組織論、ネットワーク論をつくらないと、これは進まないんじゃないか。皆さんの方が日野の支援組織の現状はご存知だというふうに思っるのでこれは分かりません。例えばいま中野にやって貰っているのは、社会福祉協議会の登録ボランティア五百人位いて、有償サービスの協力員も三、四百人いる。あと、ちょこっとボラ

ンティアという人が大体千二百人位社会福祉協議会でもいる。地域毎に、組織化じゃないけど懇談会をやる。あと、エリア毎に社会福祉の事業者。これはまだ中野はやってないのでお願いしました。従来の支援組織を無視するということじゃなくて、やる場所はやっていただきたい。でも、さっきの災害のこともそうですが高齢化していますから、それだけではもう無理だろうと。だから、若い方も学生も含めて先程のボランティア、事業者、行政含めてというようなネットワークのつくり方自体も少し工夫しないと。5年間やってきたけどそんなに進んでいないです。多少進んでいますけど、どう判断していくか。是非社会福祉協議会も、従来のやり方で出来るかというのは検討していただきたい。今中野は実験的にやってもらう予定です。やる気のある人、問題意識のある人。

あとはやっぱり社会福祉法人が地域貢献に出てきていて、やっぱりプロで力ありますから。日野市内で医療・福祉・保健関係者どの位いると思いますか。島根県の邑南町に視察に行きまして、一万人の町なんですけど医療・福祉・保健関係者が二千人居ます。そのメンバーが地域に入っていて、社協が音頭をとっている。日野市の皆さん住民のおかげで、彼らは生活出来ていますから。でも、住民のニーズを知るというのは仕事の一部なんです。都市部はそういう計算したことないけど相当いると思います、労働の関係でデータはあるんじゃないかな。ただ、難しいのは通っているし出かけている人もいるから相当います。それだけ医療・保健・福祉というのは日本にとって大事な実は産業で、この人達を使わない手はない。それも含めてされた方が、町会自治会、老人クラブ、頼まれてばかりで民生委員も大変です。それはちょっと特に東京は弱いので、そういうことを今考えています。

委員

圏域についてというところで「福祉計画としては圏域の設定は行わない。」とあるが、第1期計画から第3期計画までふくし住区のエリア設定をしてきている。これを第1期計画でやった理由は、地域福祉計画は高齢者計画・障害者計画・子育て支援計画の上位計画だけれども、縦割りやっているものの寄せ集め計画ではないだろうと。縦割りを超えてやる時に、圏域の問題が既にある日野の圏域が縦割りで、保健所の圏域はこうとか小学校や教育行政はこうとか、民生委員はこうとか。圏域は出来てそのネットワークで動いているけれども、地域の中で一体的に縦割りを超えてやるネットワークを形成する時に、やっぱり新たな圏域設定が必要なんじゃないかと。厳密じゃないけど、概ね中学校区をベースに8つのエリアを設定して、日野市の福祉をやろうというのが第1期からのスタートだったわけです。それは非常に色んな困難があったけど、だんだん中学校区エリアで他分野の人との連携の機会というのが色々出来てきて、それがまちづくり協議会で地域の既存の組織の枠を超えて、多世代の交流も含めて日野のまちづくりのひとつの新しい可能性として、南平まではいかないけれどもそれぞれの地域協議会に新しい関係性がせっかく出来てきたんです。それをどういうふうに発展させるかという方向で考えることなのかもしれないけれど、これではそれはもう辞めますよと。

委員長

これは事務局が誤解している。圏域はすごく大事。前回、日常生活圏域を4圏域にしていた。それを辞めましょうということなんです。表現は誤解している。9包括、9圏域は維持する。それを前回は日常生活圏域を4でやっちゃった。それはややこしい。今までののは維持する。これは誤解を与えますよね。

説明員

1回目の議論で、福祉計画で圏域を定めてしまうと他の圏域を否定することになるんじゃないかというようなところがあったので、あくまでも個別計画でそれぞれの圏域というものの重要性

というのはある。それを福祉計画で、上から市の圏域はこうですというような被せはしないというところで、今回は圏域の設定というのは行わない。

委員長

個別計画が勝手にエリアを設定すること自体が問題ある。地域福祉計画にとっては、このエリア論はすごく大事。それをなるべく統一していく動きをつくらないと。包括的な支援体制ということで、社会福祉法で上位で出しているわけだから、逆にチャンスになってきているという理解でいいと思う。

委員

1 期の時から地域包括支援センターが出来ているんだから、地域包括に集約というのがあったんです。ただ、何でも地域包括に寄せていって、それで地域包括は常に色んな課題が沢山あるので、対応出来ないんじゃないかと。だから地域包括は当然核なんだけれども、もう少しエリアで地域ネットワークを。それぞれの地域の条件が違うから、画一的なやりようじゃなくてそれぞれの地域ニーズに即応出来て、発展的に対応していけるエリア設定が必要じゃないかという基本の考えで地域福祉計画が進んできたと理解している。それを見直してはいけないというわけじゃないけど。

委員長

それは継続性に気を付けてほしい。事務局が変わって途切れちゃうものではない。もし地域包括支援センターに児童も障害もやる、初期相談やりますということになった時には、フォーマルな相談機関がそうなるわけだから、インフォーマルもそれに合わせて、民協もやって欲しい。クリアになる。例えば、2つの地域包括で1つの民協とか、それはやり方。その方が民生委員も助かる。どこに相談に行けばいいか分かるわけだから、逆に親切。将来に向けてそういう政策をつくっていくこと、それが事務局の役割。それは誤解がある。非常に気になります。

委員

基本目標 5 なんですから、「課題 5 災害時要配慮者への支援体制の強化が必要です。」について「避難所においては、障害をお持ちの方に加え、乳幼児など特別な配慮が必要な方もいます。」と書いてあるんですけれども、ここで言っている「乳幼児など」というのは、障害の方ではないという意味合いで良いんですよね。というのは、一般的に災害時用配慮者というのはこれ以外にも、例えば妊婦さんとか外国の方とかLGBTの方とか、そういうことが想定される。けれども、基本目標 5 となると「災害時要配慮者となる高齢者や障害者」というふうに限定しているように見えるので、これは福祉分野の計画なのでそういうふうになっているのか。課題になっているものが基本目標 5 には見えてこないのか、その辺の整理はどうなっているのかなというのは確認したいです。

説明員

課題については、各個別計画のアンケート調査等に基づいて、課題の設定しているかたちになります。基本目標については、委員から話があった通り今回の計画が特に健康福祉部の計画という側面が強いので、基本目標の部分が高齢者・障害者という言葉が特に使われている。勿論LGBTや外国人というの、広く災害時用配慮者には該当するところではあるんですけれども、そこで健康福祉部の計画ということで区別をつけて、今のところ基本目標の案としてはあがっていないかたちになります。

委員

ということは、課題の部分というのはパブリックの時には出てくるんですか。

説明員

あとは、今の話の中で逆に目標やある程度焦点を絞るということであれば、課題と目標の不一致がないようなかたちで変えるようになります。

委員

そういうかたちでお願いします。

委員長

どっちかに出ててとなると、課題と目標の整合性はした方がいいですね。色んな課題があるということで、皆さんに活発なご意見をいただいた。次回が大変重要になります。事前に資料配布をかなりしないといけないですね。大変ですけど、これから作成に向けて事務局にも動いていただいてということになると思います。

委員

この計画は5年ですけれども、企業だと5年なら、5年後のかたちというのを描いて、そして1年、2年目ということで実現する明確に対してという質問です。この計画というのは、5年後のこうしたいというものは見えるんですけれども、具体的に1年目、2年目とどういうアクションをするかというのが見えてこないんです。そういう意味で、まとめるにあたっては少し整理をしていただけたらというふうに考えています。

委員長

具体性ですよ。なかなか難しい部分はあります。ただ、それでやって3年目で中間的な整理をするでしょうから、進んでいるとか遅れているとか、遅れているなら原因だという評価は出来ます。それをやっている自治体もあります。

委員

国の動きであるとか都の動きというのものもあるんでしょうけれども、ある程度として大まかでも。

委員長

より具体化していく施策。ますます事務局大変になりますけど頑張ってください。特に重点的な大事な施策に関しては、現実性というか、重要施策が大事じゃないでしょうか。

3 その他

(1) 次回策定委員会の日程について

令和2年1月28日（火曜）午後6時30分から 後日、開催通知書を送る。

(2) 第4期日野市地域福祉計画推進委員会の委員について

令和2年度より本計画の進捗を管理する推進委員会を設置することを説明。

4 閉 会